

第 105 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 2 年 1 月 2 0 日 (月) 午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 2 年 1 月 2 0 日 (月) 午前 9 時 5 0 分
- 3 閉会の日時 令和 2 年 1 月 2 0 日 (月) 午前 1 0 時 3 0 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 多目的ホール
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席, 欠席の別

定数 1 0 名 出席 0 名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
会長 (2)	浮田 孝允	出	6	申田 修	出
職務代理人 (5)	岸本 博	出	7	今東 徳雄	出
1	上岡 耕一	出	8	難波 勝利	出
3	大森 美也子	出	9	延澤 強哉	出
4	奥田 哲也	出	1 0	雪本 泰嗣	出

- 6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員	中区協議会副会長	三宅 利彰
	東区協議会長	岡崎 章二
事務局	担当局長	森本 章男
	参事監	真田 明彦
	担当課長補佐	竹田 了久
	副主査	橋本 聡実
		参事監
		農地担当課長
		係長
		主任
		箕浦 勝宏
		佐藤 孝司
		百本 博次
		花房 弘治

- 7 傍聴者 0 名

- 8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
- (2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について
- (3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
- (4) 転用事業計画変更承認申請について
- (5) 農地の競売に対する買受適格証明願 (耕作目的) について

(6) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(7) 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について（令和元年8月締分）

報告 (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について

(2) 農地法第18条第6項による合意解約通知について

(3) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について

(4) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

(1) その他

9 議事録署名委員の氏名

3番 大森 美也子

9番 延澤 強哉

10 議事の内容

議長 みなさんご苦労様です。それでは、ただいまから第105回 岡山市第二農業委員会総会を開会します。

本日の議事録署名委員を指名します。3番 大森 美也子 委員，9番 延澤 強哉 委員にお願いします。

それでは、議案の審議の前に議案の訂正等がありますか。

百本係長 議案の訂正はありません。

資料の訂正をお願いします。資料3-2の申請地を藤崎から倉田に修正してください。

以上です。

議長 それでは、申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

花房主任 1ページ1番，受贈による所有権移転です。受人は現在，約47アール耕作しており，非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係を見ても問題がないこと，農業委員会が定める下限面積20アールを超えていることから，許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番，増反による所有権移転です。受人は現在，約1.8ヘクタール耕作しており，非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との

関係を見ても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議 長 中区協議会の協議の様様を三宅協議会副会長さん、ご報告願います。

三宅推進委員 1番、2番について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 次に東区の説明をお願いします。

百本係長 1ページ3番、増反による所有権移転です。受人は現在、約2.1ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

4番、増反による所有権移転です。受人は現在、約97アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

5番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.5ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

6番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約1.3ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

7番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

8番、増反による所有権移転です。受人は現在、約10.1ヘクタール耕作してお

り、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

9番、借入地の取得による所有権移転です。受人は現在、約23.4ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

10番、増反による所有権移転です。受人は現在、約51アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

11番、増反による所有権移転です。受人は現在、約77アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

12番、増反による所有権移転です。受人は現在、約53アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

13番、増反による所有権移転です。受人は現在、約47アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

14番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約27アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積20アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

15番、借入地の取得による所有権移転です。受人は現在、約13ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 3番から15番の13件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見と
なっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等(1)は1番から15番の15件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、申請等(1)は15件を許可と決定します。

議長 次に、申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

事務局から東区の説明をお願いします。

百本係長 3ページ1番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、
転用目的は太陽光発電施設です。

申請人は、身体的な問題で耕作ができない状態になったため、農地の有効活用と、
老後の安定収入が見込める申請地に太陽光発電施設を設置しようとするものです。農
地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も
問題ないと考えます。

2番、申請地は農用地区域内の農地と判断され、転用目的は農地改良による一時転
用です。一時転用期間は許可日から令和2年6月30日までです。

申請人は、倉敷市林に居住し兼業で農業を営んでいますが、平成29年に申請地を
取得後、段階的に農地改良を行い普通野菜の栽培をしていましたが十分な収穫が得ら
れなかったため、農地改良を行い果樹園に移行しようとするものです。農用地ですが、
農地改良工事のための一時転用であり例外的に許可が可能です。

本案件は、作付け計画が申請地2,775㎡に対しミカン15本、梅4本、栗2本
の栽培を行うというもので、果樹の本数に対し申請面積が大きいと判断されること。
また、これまで小規模な農地改良を行い真砂土に多くの改良材を投入していると思わ
れるが、作物が出来にくく野菜の収穫が良好ではなかった経緯があることから、今後、

果樹栽培を行うに際して、営農指導を受けるなど、何らかの対処が必要と考えられることなどから、今後適正な営農が行われるかどうか疑義があるため、さらに具体的な資料が必要との意見があり、地区協議会では今回は保留意見となっています。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様様を岡崎協議会長さん、報告願います。

岡崎推進委員 1番、2番の2件について審議したところ、1番は事務局の説明のとおり許可意見、2番は東区協議会ではさらに慎重な審議が必要と判断されましたので保留意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等(2)は、1番を許可、2番を保留と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、申請等(2)は1番を許可、2番を保留と決定します。

議長 次に、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

事務局から中区の説明をお願いします。

花房主任 4ページ1番、令和元年11月14日付けで農振除外済みの案件で、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場です。

受人は現在、江崎地内で社会福祉事業(病院、介護医療院)を営む法人ですが、現在、病院北側に来院者用、職員用の駐車場を設けておりますが、介護医療院開設による来院者や職員の増加により駐車場が不足しているため、既存駐車場の北側に隣接する申請地を所有権移転して新たに露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等一般基準上も問題ないと考えます。

2番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地で、転用目的は露天駐車場です。

受人は現在、賞田で行政書士を営むものですが、開業している事務所の従業員及び来客者の駐車スペースが不足していることから、事務所から近く業務を行う上で便利な申請地を所有権移転して新たに露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等一般基準上も問題ないと考えます。

3番、平成30年12月4日付けで農振除外済みの案件で、申請地は農地の広がり
が10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場です。

受人は現在、藤崎地内で運送業を営むものですが、事業内容の多様化に伴う車両の
増加に伴い、駐車場が不足しているため、系列会社の駐車場を借りてもなお駐車台数
に不足が生じることから、国道2号線に隣接しており、業務利用上便利な申請地を新
たに露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

転用面積については、大型車両を28台駐車する計画であり、相当の面積を確保す
る必要があることから、妥当な面積と思われます。また、被害防除計画等、一般基準
上も問題ないと考えます。

4番、令和元年11月14日付けで農振除外済みの案件で、申請地は農地の広がり
が10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅です。

受人は現在、平井七丁目の借家にて、妻と子供2人の4人で生活していますが、子供の成
長に伴い、家財道具が増え、手狭になったことから、妻の親族宅に近く、相互に協力しやす
い他、子供の通学にも便利な父所有の申請地を使用貸借して自己専用住宅に転用しようとする
ものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上
も問題ないと考えます。

5番、令和元年11月14日付けで農振除外済みの案件で、申請地は農地の広がり
が10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅です。

受人は現在、沢田の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え、手狭になったこと
から、夫婦の勤務先から近く通勤に便利な申請地を新たに所有権移転して自己専用住宅に転
用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等一般基準上も問題
ないと考えます。

5ページ6、7番は、いずれも令和元年11月14日付けで農振除外済みの案件で、申請
地は農地の広がり
が10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で
す。

受人は現在、江並の借家に妻と子供4人の6人で生活していますが、子供の成長により手
狭になったことから、父の実家に近く相互に協力しやすい父の所有地を、6番は申請地を新
たに所有権移転して、また、7番は申請地を使用貸借して自己専用住宅に転用しようとする
ものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等一般基準上も問題ないと考えます。

8番、平成30年12月4日付けで農振除外済みの案件で、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場です。

受人は現在、江崎で運送業を営むものですが、現在利用している駐車場は手狭なため、十分な駐車スペースが確保できず不自由している他、遠方に賃貸している駐車場（倉敷市内）は本社からも遠く、利用に不便であることから、本社からも近く既設駐車場と隣接している申請地を新たに所有権移転して露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

転用面積については、大型トラック27台、小型トラック16台を駐車する計画であり、相当の面積を確保する必要があることから、妥当な面積と思われます。

また、被害防除計画等一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の様様を三宅協議会副会長さん、ご報告願います。

三宅推進委員 1番から8番の8件について協議したところ、事務局の説明のとおり許可意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に東区の説明をお願いします。

百本係長 5ページ9番、令和元年11月14日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在、中区江並に家族3人で居住していますが、間取りに余裕がなく日常生活と育児が不便となったため、実家に近く、両親の生活援助や勤務先へのアクセスがしやすい申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等も問題ないと考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様様を岡崎協議会長さん、報告願います。

岡崎推進委員 9番の1件について協議したところ、事務局の説明のとおり許可意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等(3)は、1番から9番までの9件を許可と決定してよろしいか。
全員 よろしい。

議長 それでは、申請等(3)は9件全件を許可と決定します。なお、3番、8番は転用面積が3,000㎡を超えていますので、1月28日の県農業会議へ諮問しその答申を受けて許可指令書を交付することとします。

議長 次に申請等(4)転用事業計画変更承認申請について審議します。それでは事務局から説明をお願いします。

花房主任 申請地は、農地の広がりがおおむね10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場です。

申請人は、当初の計画では、1,000㎡以下の範囲で埋め立てを行う計画であったが、駐車場としての利用上区域全体を埋め立てする計画に変更する他、区域の一部に砕石貯留施設を設置する、また事業計画の変更に伴い、南側既存駐車場の一部を通路として利用する計画に変更するとのこと。

転用面積は、当初と変わらず大型車19台、トレーラー17台を駐車する計画であり、相当の面積を確保する必要であることから、妥当な面積と思われます。

また、被害防除計画等一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の様様を三宅協議会副会長さん、ご報告願います。

三宅推進委員 1番の1件について協議したところ、事務局の説明のとおり承認意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等(4)は、1番の1件を承認と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、申請等(4)は1件を承認と決定します。

議長 次に申請等(5)農地の競売に対する買受適格証明願(耕作目的)について審議します。それでは事務局から中区の説明をお願いします。

花房主任 入札期間が令和2年2月6日から2月13日までのもので、議案の審議をお願いします。

7ページ1番、増反による農地取得です。受人は現在約1.2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、地域との関係を見ても問題がないこと。農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、適格者の要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の様様を三宅協議会副会長さん、ご報告願います。

三宅推進委員 1番の1件について協議したところ、事務局の説明のとおり買受適格者として認める意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等（5）の1番の1件を買受適格者として認め、証明書を交付することとします。

次に申請等（6）農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、事務局から説明をお願いします。

百本係長 8ページ1番から10ページ9番までの9件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類は所有権が8件、賃借権が1件で、内容をご覧のとおりです。あっせん等の希望はすべてありません。

中区及び東区協議会ではすべて受理意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等（6）農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、9件を受理と決定します。次に、別紙（7）農業振興地域整備計画の変更に関する意見について、事務局から説明をお願いします。

百本係長 別紙第1号議案申請等（7）農業振興地域整備計画変更に関する意見についてをご覧ください。令和元年8月とりまとめ分の中区分は、51番から58番まで、東区分は岡山地域が59番から69番まで、瀬戸地域が1番、2番です。10月の協議会で資料をお配りし、調査の結果等を農業委員さん及び推進委員さんよりいただき、事務局において農林水産課と協議を行いました。その結果、中区分で57番の取り下げ分

を除く7件，東区分で岡山地域が68番の取り下げ分を除く10件，瀬戸地域が1番の取り下げ分を除く1件の18件の変更申出を認める内容で，農林水産課より最終の意見照会がありましたので，その旨各協議会で審議した結果，変更計画案は適当であるとの意見になりました。

以上です。

議長 ただいまの説明について，何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等（7）農業振興地域整備計画の変更に関する意見については，市の変更計画案は適当であるとの意見とします。

次に報告について，事務局から説明をお願いします。

花房主任 報告（1）5条届については，11ページ1番，2番の2件です。転用目的は，宅地の敷地拡張が1件，敷地拡張が1件で，専決日は備考欄のとおりです。

報告（2）18条第6項の規定による合意解約通知については，12ページ1番から14ページ9番までの9件です。解約理由は耕作目的が4件，転用目的が5件で，離作料は記載のとおりです。

報告（3）農地法施行規則第29条第1号該当転用届については，15ページ1番の1件で，内容は進入路です。

報告（4）農地改良届については，16ページ1番から3番の3件で，内容は果樹園が1件，小麦が1件，普通野菜畑が1件です。

以上です。

議長 これらの報告について，ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 何もないようでしたら以上で第1号議案，農地法関係申請等は終了します。続きまして第2号議案，農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 連絡事項を資料に従い説明する。

令和元年「源泉徴収票」の配布について。

「農業委員・農地利用最適化推進員」の募集受付状況について。

来年度予定表について。

岸本職務代理者 それでは何かご意見等がありますか。

串田委員 地元で発生したことです。農業適格法人が倒産しました。その法人は約7ヘクタールほど農地を保有しています。今後この農地がどのように処分されるのかわからないのですが、破産となった場合どのような流れになるのか教えてほしい。

佐藤課長 法人が破産、解散した場合、財産を整理する観点から破産管財人が選任され、破産管財人が土地等の財産の処分を行うこととなります。農地については適格な人に処分するしかない。農地の場合違うことは申請があることとなります。農地の処分先のあっせんなどの話がありますか。

串田委員 あっせんの話はないのですが、地元の心配として今後農地の管理はどうなるのか。農地がまとまってなくバラバラとあって近所周りとの耕作の問題がでてくると思われる。このような法人の場合、大きな面積なので受け手がなかなかいないだろうし、耕作放棄地がでてくるのではないか。

佐藤課長 処分が終わるまでは破産管財人に話をするしかないですし、管理もしていただくこととなります。

奥田委員 手続きですが、破産の場合と解散の場合で異なります。破産の場合は裁判所が弁護士の中から管財人がつけますが、管財人も農業については素人だと思うので、早めに誰が引き継ぐのかを情報を提供してあげて、管財人の名前で許可申請をすることになる。解散の場合は、ただ倒産してほったらかしになるのが一番困るので、法的整理をせずにいる場合は本人に財産の処分の権利があるので、営業していなくても本人の名前で処理することとなります。

岸本職務代理者 それでは何かご意見等がありますか。なければこれで終わりたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。これもちまして、閉会といたします。

閉会 午前10時30分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員